			規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。 この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 0.5 × 33.2 ×β－（α－β）× 0.5 × 33.2、｛（C － A）／A － 0.122｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 33.2 ×β－（α－β）× 33.2 又は D × 1.83 ／ 1.83 ＋｛（B － A）／A － 0.019｝× 33.2 ×β－（α－β）× 33.2 －｛（C － A）／A － 0.122｝× 8.4 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。 αが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 βが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 ［0.4 ＋ 0.3 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／ 0.1］が 0.7 を超えるときは 0.7 とし、 0.4 を下回るときは 0.4 とする。 ［略］
［二　略］	［略］	［略］	［略］
［三　略］	［略］	［略］	［略］
四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B － A）／A｝× 0.5 B － A が負数となるときは、0とする。

			規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。 この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 0.7 × 34.2 ×β－（α－β）× 0.7 × 34.2、｛（C － A）／A － 0.122｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 34.2 ×β－（α－β）× 34.2 又は D × 1.83 ／ 1.82 ＋｛（B － A）／A － 0.019｝× 34.2 ×β－（α－β）× 34.2 －｛（C － A）／A － 0.122｝× 8.4 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。 αが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 βが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 ［0.6 ＋ 0.2 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／ 0.1］が 0.8 を超えるときは 0.8 とし、 0.6 を下回るときは 0.6 とする。 ［同左］
［二　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［三　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B － A）／A｝× 0.7 B － A が負数となるときは、0とする。